

平成29年度／東京農業大学／東京農業大学短期大学部

／人物を畑に還す奨学金募集要項

【1】趣旨

この奨学金は、東京農業大学の建学の理念「人物を畑に還す」に則り、卒業後に出身地等において、農林水産業及び関連産業の担い手（専業）となる人材を育成するため、在学中に経済援助を行うことを趣旨とします。

※初代学長・横井時敬先生が唱えた建学の理念「人物を畑に還す」は、大学が育てた人材を地域に還元するという意味で、農業の後継者や地域の発展に寄与する人物の育成に努める東京農業大学の使命を表しています。

【2】奨学生の資格

奨学生は、次のすべての条件に該当する者が対象となります。

1. 東京農業大学及び東京農業大学短期大学部に学籍を有する者。ただし、大学院生及び外国人留学生は除きます。
2. 卒業後に出身地等において農林水産業及び関連産業の担い手（専業）となる者。関連産業とは農林水産業を中心とした生産、加工、販売に係わる産業、造園業、農業団体とする。
3. 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県以外の道府県に所在する高等学校等の出身者。
4. 正保証人が東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県以外に居住する自宅外通学者。
5. 経済的修学困難者で学生本人の父母またはこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の平成28年所得が次に定める金額以下の者。
 - (1) 給与所得者 収入841万円以下の者
 - (2) 給与所得者以外 所得355万円以下の者

【3】奨学金の額及びその給付期間

奨学金の額は、一人年額60万円とします（授業料からの減免となります）。

奨学金は、毎年申請に基づき審査し決定します。給付期間は1年間ですが、次年度に再度申請することは可能です。東京農業大学在籍者は最長4年間、東京農業大学短期大学部在籍者は最長2年間とします。

【4】奨学生の人数

奨学生の採用人数は50人以内とします。

【5】申請方法及び受付期間

1. 提出書類A

(1) 提出書類

- ① 奨学金給付申請書（所定様式1、正保証人及び連帯保証人が署名捺印したもの）
- ② 奨学金給付申請論述書（所定様式2）
卒業後に出身地等において農林水産業及び関連産業の担い手（専業）となる決意を論述したもの
- ③ 成績証明書（新生は不要、編入学生は大学もしくは短大2年までの成績証明書）

(2) 提出先

申請者は、申請書類一式を所属する学科の事務室（世田谷キャンパス：学科事務室、短大事務室、厚木・オホーツクキャンパス：学生教務課）に提出してください。

(3) 受付期間

平成29年4月17日（月）～5月12日（金）

2. 提出書類B【郵送】

(1) 提出書類

学生本人の父母またはこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の平成29年度所得証明書（平成28年分の所得証明）

※源泉徴収票や確定申告書の控えは不可とします。

※所得証明書は申請から取得まで時間がかかりますので、手続きは早目に行ってください。

(2) 提出先

以下の住所に郵送してください。

〒156-8502 世田谷区桜丘 1-1-1 東京農業大学学生課 人物を畑に還す奨学金係

(3) 受付期間

平成29年4月17日（月）～6月16日（金）（必着）

【6】選考方法

1. 面談

学科長・主事による面談を実施します。面談の日程は、申請書類提出時に指示します。

2. 書類審査

【7】結果の通知

平成29年7月20日（木）（予定）に本人宛に結果通知を渡しますので、学科事務室（厚木・オホーツクキャンパスは学生教務課）で受け取ってください。

【8】奨学生の義務

奨学生に採用が決定した者は、以下の義務を負うものとします

1. 本奨学金の趣旨を理解した学生生活を送ること
2. 奨学生決定通知書授与式（平成29年7月25日（火））に出席すること。出席しない場合は、奨学生採用を取り消すことがあります
3. 平成30年3月8日（木）までに報告書（様式3）を提出すること
 - （1）卒業年次生は就職先を明記の上、就職先決定までの取り組みについて
 - （2）在學生は、卒業後の目標達成のための平成29年度の取り組みについて

※詳細については、奨学生決定通知書授与式で説明します。
※報告書（様式3）は在学中、毎年度末に提出すること。

【9】奨学生資格の喪失と奨学金の返還

奨学生が次のいずれかに該当し、奨学生として不適格と認められた場合は、その資格を失うものとし、奨学金の給付を打ち切ります。

1. 退学又は除籍されたとき
2. 休学したとき
3. 東京農業大学学則第34条又は東京農業大学短期大学部学則第35条により懲戒処分を受けたとき
4. 学業成績又は素行が著しく不良となったとき
5. 病気で修業の見込みがないとき
6. 提出した書類の内容に虚偽があったとき
7. その他奨学生として適当でないと認められたとき
8. 前述「奨学生の義務」を怠ったとき

なお、上記1. から8. の理由で奨学生資格を喪失し、当該年度の奨学金給付が不相当と認められた場合は、直ちに給付済奨学金を返還していただきます。

また、「卒業後に出身地等において農林水産業及び関連産業の担い手（専業）」とならなかった場合も奨学金返還となる場合があります。

【10】他の給付奨学金及び授業料減免制度との重複について

東京農業大学及び東京農業大学短期大学部の他の給付奨学金及び授業料減免制度との重複は認められません。

【11】その他

1. 本奨学金に関する問い合わせは、以下の部署にお願いします。
世田谷キャンパス：学生部学生課
厚木キャンパス：学生教務課
オホーツクキャンパス：学生教務課
2. 応募書類は一切返却しません。

以上